

件 名	埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令について
提 案 理 由	病院事業管理者の廃止に伴い、病院事業管理者を除いた共同訓令を新たに制定するため、埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令を制定したいので審議願います。
概 要	<p>1 現行規程の内容</p> <p>県民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は県の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、総合的な対策を実施するため、埼玉県危機対策本部を設置することについて必要事項を定めるもの</p> <p>2 廃止理由</p> <p>令和3年4月1日付けで、病院事業管理者が廃止されることに伴い、病院事業管理者を除いた共同訓令を新たに制定するため現行規程を廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>

(総務課)

埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県

埼玉県公営企業

埼玉県病院事業

埼玉県危機対策本部設置規程（平成二十二年訓令第一号）

埼玉県流域下水道事業

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。